海老名市都市公園条例の審査基準

法令名	海老名市都市公園条例
根拠条例	第２条
処分等の概要	行為の制限
法令の定め	（行為の制限） 第２条　法の定めるところにより許可を受けた者のほか、都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、第26条第１項の承認を受けた場合は、この限りでない。 （１）露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。 （２）業として写真又は映画を撮影すること。 （３）興業を行うこと。 （４）競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。 （５）花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。 ２　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所及び公園施設名、行為の内容等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 ３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 ４　市長は、第１項各号に掲げる行為が公衆の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第１項又は前項の許可を与えることができる。 ５　市長は、第１項又は第３項の許可の際、管理上必要な条件を付することができる。
審査基準	１　海老名市都市公園条例第２条第１項各号に共通する審査基準 （１）都市公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、著しい支障がないこと。 （２）一般の都市公園利用にあたって著しい支障を与えないこと。 （３）都市公園の管理にあたって著しい支障を与えないこと。 （４）安全上の対策が講じられていること。 （５）環境衛生上の対策が講じられていること。 ２　海老名市都市公園条例第２条第１項各号の行為の許可にあたっては、前記１の審査基準のほか、次によるものとする。 （１）露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。 ア「露店商、行商その他これらに類する行為」 露店商、行商その他これらに類する行為は認めない。ただし、都市公園の本来の利用目的に沿って利用促進が図られるものであり、次の事項のいずれかを満たす場合は、この限りではない。 ・地方公共団体又は指定管理者が主催する催事等であること。 ・公共的団体（自治会、福祉、教育関係団体及びその他これらに類する団体等）が主催する催事等で、市が共催、後援等を行う催事等であること。 ・海老名運動公園、北部公園、中野公園において公共的団体が主催する催事等であること。 イ「募金その他これらに類する行為」 募金、その他これらに類する行為は、次の事項を満たす場合を除き認めない。 ・地方公共団体又は指定管理者が行う場合。 ・公共的団体が行う場合で、公共の福祉に反しないものであり，都市公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。 （２）業として写真又は映画を撮影すること。 ・業として行う各種撮影で一時占用を伴うものに適用する。 ・公序良俗に反し又は都市公園の品位等を汚す撮影等でないこと。 ・雑誌、テレビ等において、都市公園施設の情報提供を目的とする撮影は、事前調整の上、自由利用とし、許可手続きを要しない。 ・行政機関が行う広報及び報道を目的とする取材のための撮影は事前調整の上、自由利用とし、許可手続きを要しない。 （３）興業を行うこと。 ・都市公園で行う興行として適切な内容及び可能な場所であること。 ・地方公共団体又は指定管理者の主催、共催、後援又は協賛の下に行われる興行であること。 ・入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。 ・長期的又は連続的な使用として１週間を超えないこと。ただし、公共目的又は地域振興を目的としたものはこの限りでない。 ・事前周知の計画が適切であること。 ・予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。 ・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。 （４）競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

・都市公園で行う興行として適切な内容及び可能な場所であること。
・専ら営利を目的とした興行でないこと。
・地域振興、防災意識向上、健康、教育や社会福祉の一環としての催物であること。
・入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること。
・長期的又は連続的な使用として１週間を超えないこと。ただし、公共目的又は地域振興を目的としたものはこの限りでない。
・事前周知の計画が適切であること。
・予め現地責任者、警察、消防、医療機関等との緊急連絡体制が整えられていること。
・周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合は、そのための必要な措置がとられていること。

※海老名中央公園の円形ステージにおける音楽団体の許可条件は次のとおりとする。
・１団体につき原則として月２日とする。
・使用時間は、連続して５時間以内とし、準備・休憩・片付けの時間もこれに含むものとする。
・使用できる時間帯は、９時から18時までとする。
・１回の演奏時間は45分以内とし、15分以上の休憩時間を設けること。
・出演者に音楽事務所等の所属者及び経営者がいる場合は、興行扱いとし、観客動員範囲を予測し、申請範囲に含めること。
・使用する楽器、当日の準備・演奏・休憩・片付の時間等を記載した企画書を提出すること。

（５）花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
・地方公共団体、指定管理者及び公共的団体以外の団体等については、原則として許可しない。
・消防法に基づく必要な手続きを行い、これを確認できる書類及び企画書を提出し、かつ安全対策を講じていること。
・都市公園内における火気の使用は、許可を受けた場所以外では行わないこと。
・ただし、花火の使用においては手持ち花火を使って地域住民(未成年者のみの利用を除く)が個人的に行うもので安全対策等により危険性がなく、他の都市公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないものについては、自由利用とする。（指定管理都市公園を除く）
・消防所管課と合同で防災訓練として行う消火訓練等については、火気の使用許可を要しない。